

令和 7 年 第 2 回 臨時市議会 議案

岸 和 田 市

令和 7 年第 2 回臨時市議会議案

議 案 番 号	件 名	備考・頁
議 案 第 36 号	専決処分の承認を求めるについて	P. 3
議 案 第 37 号	令和 7 年度岸和田市一般会計予算	別冊
議 案 第 38 号	令和 7 年度岸和田市病院事業会計予算	別冊
議 案 第 39 号	副市長選任につき同意を求めるについて	別途送付

議案第36号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により本議会に報告し承認を求める。

令和7年5月15日提出

岸和田市長 佐 野 英 利

専決処分第 4 号

岸和田市市税条例の一部改正について

岸和田市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 31 日 処分

岸和田市長職務代理者

岸和田市副市長 岸 勝 志

岸和田市市税条例の一部を改正する条例

岸和田市市税条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第25条第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第87条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「0.09リットル以下のもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「0.09リットルを超えるもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額2,000円

第92条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第87条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第93条第2項各号列記以外の部分中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に改め、「証」という。）の次に「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）」を加え、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第13条第21項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第23項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第14条第13項を同条第14項とし、同条第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7

条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第37条中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の岸和田市市税条例（以下「新条例」という。）第87条第1号の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

